

株主各位

証券コード 9948

電子提供措置の開始日 2023年5月1日

札幌市中央区南十三条西十一丁目2番32号



代表取締役社長 横山清

第62期定時株主総会 その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

上記事項につきましては、法令及び当社定款第17条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、持株会社として当社及び当社子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）全体のコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスに関する基本事項の周知・徹底を図るため、グループ理念、同運営方針、「損得よりも善惡」をはじめとする同行動指針並びにアクセス用語集等を主な内容とする「アクセスグループ・フィロソフィー」を冊子としてまとめ、当社グループの全役職員に配布、携帯させ、グループ・ガバナンス及びグループ・コンプライアンスの強化に努める。

ロ. 当社は、当社グループ全体のコンプライアンス及びリスク管理を統括する組織として、社長を委員長とし、社外弁護士も参加する「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。同委員会において、アクセスグループ・フィロソフィー等を活用し、役職員に対するコンプライアンスに関する教育、研修を実施し、コンプライアンスの強化及び企業倫理の浸透を図る。

ハ. 法令及び社内規程並びに社会的な規範に反する行為等を早期に発見し、是正することを目的とする社内報告体制として、社内担当者及び社外弁護士を直接の窓口とする内部通報システムを整備し、「内部通報規程」を定め、その運用を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る情報が記載された文書及び電磁的記録を、「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところにしたがい、適切に保存し管理するとともに、定められた保存期間中は閲覧可能な状態を維持する。

ロ. 当社は、法令及び東京証券取引所の有価証券上場規程並びに社内規程である「内部者取引管理規程」の定めるところにしたがい、投資者に対する適時・適切な会社情報を開示する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社は、当社グループ全体の事業等に関するリスクを把握し管理するため、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、「リスク管理規程」によりリスク管理に関する基本方針や体制を定め、この規程にしたがいリスク管理体制及び管理手法を整備し、当社グループ全社にわたるリスクを総括的かつ個社別に管理する。

ロ. コンプライアンス・リスク管理委員会は、当社グループ主要企業各社の代表メンバーで構成される組織横断的な部署とし、リスク管理の状況を定期的に取締役会に報告する。

ハ. 当社は、不測の事態が生じ、またはその恐れがある場合に、役員及び使用人全員が適切に行動できるよう、連絡体制及び各種行動マニュアルを整備する。

ニ. 当社は、当社グループの役職員に対してリスク管理に関する教育及び研修を継続的に行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行うとともに、適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速に意思決定を行う。
- ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内規程において、それぞれの責任者及びその責任、並びに執行手続の詳細について定める。
- ハ. 当社は、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会の監督機能を強化するため、執行役員制度を導入するとともに、当社の取締役及び執行役員並びに事業子会社の取締役及び執行役員の任期を1年とし、経営環境の変化に機敏に対応するとともに、経営責任の明確化を図る。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

- ア. 当社グループ各社は、当社の役員が当該会社の役員として出席する取締役会において、重要事項を決議、報告及び協議し、当社が定めた規程の基準にしたがい、当社取締役会に承認を求めまたは報告しなければならない。また、当社は、当社グループ全体の重要事項に関する検討・協議を深め、当社グループ及びグループ企業各社の経営情報を共有化し、課題認識を統一するため、当社の取締役、監査役、執行役員及びグループ企業各社の社長で構成する「グループ経営会議」を毎月1回定例開催するほか、適宜臨時に開催する。
- ブ. 当社は、当社及び当社子会社に損失の危険が発生した場合、直ちに、その内容、損失の程度及び影響等について、当社子会社から当社の取締役、関係部署及びコンプライアンス・リスク管理委員会へ報告する体制を整備する。

- ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. コンプライアンス・リスク管理委員会は、委員長を当社代表取締役社長として、当社グループ主要企業の役職員からも委員を指名し、当社グループ経営全体の観点から想定されるリスクを抽出し、それらへの対応策を協議及び決定する。また、重要と判断した事項、その他必要と認めた事項を審議し、当社取締役会へ報告する。
- ブ. 当社グループ各社は、その事業規模、地域特性等を勘案し、リスク管理に関わる規程や地震対応マニュアル等を定め、また災害その他各種非常事態を想定した訓練等を実施し、損失の危険の管理や不測の事態に備える。
- シ. コンプライアンス・リスク管理委員会は、当社グループ各社のリスク対応状況を一元的に管理する。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、持株会社として当社グループ全体の経営管理及び統括を行うため、「関係会社管理規程」、「グループ予算規程」及び「グループ経営会議規程」等の定めるところにしたがい、当社グループ全体の中長期経営計画及び経営戦略等を策定し、事業子会社の状況に応じて適切な管理・指導を行う。

ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. コンプライアンス・リスク管理委員会は、当社グループ主要企業の役職員からも委員を指名し、当社グループ全体の観点から、情報を共有し、審議を行う。
- b. 当社が設置する内部通報窓口については、当社グループ全体で共有し、当社グループの役職員が適宜通報可能な体制を整備し、かつ、内部通報者の権利を保護する。

ホ. その他当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 当社とグループ企業各社との間の取引条件が、当社グループ以外の第三者との取引内容と比較して著しく乖離しないよう、必要に応じて外部の専門家に相談し、確認を求める。
- b. 内部監査については、持株会社である当社に当社グループ全体の内部監査業務を担当する専任部署として、社長直轄の「経営監査グループ」を設置する。経営監査グループは、グループ企業各社から独立した立場で、グループ内の全事業所を対象に業務監査を行う。
- c. 当社グループは、財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備、運用及び評価を継続的に行い、不備に対する必要な是正措置を講じる。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

イ. 当社は、監査役の職務を補助するための専任組織としての監査役会事務局は設置していないが、監査役がその職務を補助すべき使用者について必要に応じて要請を行った場合には、当社の経営監査グループがその業務を担当する。

ロ. 前記の経営監査グループの人員以外に、監査役が追加で人員の要請を行った場合には、当社は、必要な員数及び求められる資質について、監査役会と協議のうえ、適宜追加人員を監査役を補助する使用者として指名する。

⑦ 前号の使用者の取締役からの独立性に関する事項

イ. 監査役の職務を補助すべき使用者は、当該職務の補助を行うに当たり、監査役以外の者から指揮命令を受けない。

ロ. 当社は、監査役の職務を補助すべき使用者の人事異動及び人事考課等について、あらかじめ監査役会の意見を聴取し、了承を得ることとする。

⑧ 監査役の第6号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 第6号の使用人は、監査役に同行して取締役会その他の重要会議に出席し、または取締役や会計監査人との意見交換の場に参加することができる。加えて、必要に応じて、当社の費用負担により、弁護士、公認会計士その他外部専門家の助言を受けることができる。
- ロ. 当社は、第6号の使用人が円滑に業務を遂行できるよう、監査環境の整備に協力する。

⑨ 当社の監査役への報告に関する体制

- イ. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- a. 監査役は、取締役会及びグループ経営会議等の重要会議体のほか、各種の案件会議及び委員会等に出席するものとし、重要な議事、稟議書等について随時その内容を監査役会に報告する。
 - b. 前記a.にかかわらず、取締役等及び使用人は、当社の業務または業績に重要な影響を与える事項について監査役に都度報告することとし、また、監査役は必要に応じて、取締役等及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- ロ. 当社の子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

- a. 子会社の取締役は、監査役が出席する当社取締役会において、毎月、その営業の状況及び業績に重要な影響を与える事項を報告する。前記にかかわらず、監査役は、必要に応じて、子会社の取締役等及び使用人に対して報告を求めることができる。
- b. 当社の子会社の取締役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、その内容が重要と判断した場合、監査役に対して速やかに報告する。また、監査役から報告を求められた場合も、同様に速やかに報告する。

⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社及びグループ各社は、前号の報告をした者の個人情報を保護し、当該報告を行ったことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。

⑪ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務処理に係る方針に関する事項

当社の監査役がその職務執行について生ずる費用の前払または償還等を請求した場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役は、社内の重要課題等を把握し、必要に応じ意見を述べることができるよう、取締役会その他の重要な会議に出席する権限を有する。

ロ. 当社は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役との意見交換、子会社の調査等の監査役の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

ハ. 監査役会は、代表取締役、経営監査グループ及び会計監査人との間で、それぞれ定期的に意見交換会を開催し、取り分け経営監査グループ及び会計監査人との密接な連携を図ることで、監査役の監査の実効性確保を図る。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社グループは、法令や社会規範を遵守せず、社会の秩序や市民生活を脅かす反社会的勢力とは、いかなる取引も行わないことを基本とする。また、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、担当部署が顧問弁護士、地元警察当局と連携を図り、毅然とした態度で接することとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前記(1)のとおり業務の適正を確保するための体制を整備し、以下のとおり具体的な取り組みを行っております。

- ① 当社は、取締役会を年間25回開催し、取締役は、迅速かつ機動的な意思決定を行っております。また、当社の取締役及び監査役は、当社グループ各社の取締役会に出席し、重要事項の審議に関与しております。
- ② 当社は、定期的にグループ経営会議を開催し、当社グループ全体の重要事項を協議し、また、グループ企業各社の経営情報の共有化を図っております。
- ③ 当社は、コンプライアンス・リスク管理委員会を定期的に開催して、経営上のリスク及びそれへの対策を協議し、グループ企業各社に対して協議または決定した内容の徹底を図っております。
- ④ 監査役は、監査役会で定めた監査方針、監査計画等に従って監査を実施し、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況を聴取し、重要な書類等を閲覧し、本社及び店舗等の事業所を実地調査して、取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する事実の有無等を監査しております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、2023年4月14日開催の当社取締役会において会社法施行規則第118条第3号に定める当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を決議しております。その概要是以下のとおりです。

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株式に対する大規模な買付等及びこれに類似する行為があった場合においても、これを一概に否定するものではなく、大規模な買付行為や買付提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、このような当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から判断して企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、並びに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係等を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模な買付等またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

そのため、当社取締役会は、万一、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付等を意図する者が現れた場合は、当該買付者に買付の条件並びに買収した場合の経営方針、事業計画等に関する十分な情報を提供させ、当社取締役会や必要な場合には株主がその内容を検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間を確保することが、最終判断者である株主の皆様に対する当社取締役会の責務であると考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社は、より多くの投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資いただくため、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、下記①の経営理念を掲げ、下記②の中期経営構想による企業価値向上への取組み及び下記③のグループガバナンスの強化充実に取り組んでおります。

① 経営理念

当社は、2002年11月1日、北海道内の各地域でスーパーマーケットを展開する(株)ラルズを中心とした企業グループと十勝・帯広管内でスーパーマーケットを展開する(株)福原との経営統合により誕生した純粋持株会社であります。2004年10月に旭川市を中心にスーパーマーケットを展開する(株)ふじ（現(株)道北アークス）、2009年10月には(株)東光ストア、2011年10月に北東北エリアを代表するスーパーマーケットである(株)ユニバース、同年11月に(株)篠原商店（現(株)道東アークス）、2012年9月に岩手県を中心にスーパーマーケットを展開する(株)ジョイス（現(株)ベルジョイス）、2014年9月に岩手県及び宮城県を中心にスーパーマーケットを展開する(株)ベルプラス（現(株)ベルジョイス）、2019年9月に宮城県を中心にスーパーマーケットを展開する(株)伊藤チェーン並びに2021年4月に栃木県を中心にスーパーマーケットを展開する(株)オータニが当社グループの核企業として加わり、現在は、スーパーマーケット10社を含む17社の連結子会社が、当社のグループ運営の基本である「八ヶ岳連峰経営」の下、北海道、東北及び北関東を中心に営業活動を展開しております。「八ヶ岳連峰経営」とは、同じような高さの山々が連なる八ヶ岳連峰のように、傘下企業が対等な立場で企業統合を行うことで、お客様との距離を近く保ちながら、グループ全体の経営資源の特大化と成長を目指そうという考え方です。

② 中期経営構想

当社グループは、経営理念を具現化し、会社支配に関する基本方針を実現すべく、アークスグループ中期経営構想として、食品スーパーマーケット事業の充実、ライフライン機能の充実及び八ヶ岳連峰経営におけるシナジー効果の特大化の施策を展開しており、今後は、広く東日本を視野に入れた流通企業グループを目指してまいります。

③ グループガバナンスの強化充実に向けた取組み

当社は、経営理念及び中長期的な経営計画を実現していくため、グループガバナンスの充実を図ることを経営上の重要課題として位置づけ、上場企業として公正かつ透明性の高い経営を行うべく、子会社の管理指導機能、監督機能、業務執行機能、監査機能などの強化に取り組んでおります。現在、女性2名を含む3名の社外取締役が就任し、当社グループ経営全般に対する監視と有効な助言を行っております。以上、当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることに役

員・社員一丸となって取り組んでおり、これらの取組みは、会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

なお、会社の支配に関する基本方針の詳細につきましては、当社ウェブサイト(<https://www.arcg.co.jp/>)で公表している2023年4月14日付プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」をご参照ください。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2008年3月17日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入した後、同年5月29日開催の第47期定時株主総会においてご承認をいただき、その後、2011年5月24日開催の第50期定時株主総会において、当該対応策の一部を変更（以下、変更後の対応策を「現プラン」といいます。）したうえで継続する旨のご承認をいただき、2014年5月27日開催の第53期定時株主総会、2017年5月23日開催の第56期定時株主総会及び2020年5月26日開催の第59期定時株主総会において、現プランを継続することについてご承認をいただいております。

その概要は以下のとおりです。

① 当社株式の大規模買付行為等

現プランにおける当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とする目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

② 大規模買付ルールの概要

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというもので

③ 大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益

を著しく損なうと取締役会が判断した場合には、対抗措置をとることがあります。

また対抗措置をとる場合、その判断について株主総会を開催し、株主の皆様のご意思を確認させていただく場合がございます。

④ 現プランの有効期限は、2023年5月31日までに開催予定の当社第62期定時株主総会終結の時までとなっております。

なお、現プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト(<https://www.arcs-g.co.jp/>) 公表している2020年4月17日付プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」をご参照ください。

(4) 現プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための施策であり、まさに会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

また、現プランは、①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること、②株主意思を反映するものであること、③独立性の高い社外者の判断を重視するものであること、④デッドハンド型及びスローハンド型買収防衛策ではないこと等、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- (注)
1. デッドハンド型買収防衛策とは、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策
 2. スローハンド型買収防衛策とは、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策
 3. 当社では取締役解任決議要件につきまして、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

連結株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から)
(2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	21,205	24,996	122,622	△3,094	165,730
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	178	—	178
会計方針の変更を反映した当 期 首 残 高	21,205	24,996	122,801	△3,094	165,908
当 期 变 動 額					
剩 余 金 の 配 当	—	—	△3,257	—	△3,257
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	—	—	9,947	—	9,947
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△681	△681
自 己 株 式 の 处 分	—	△0	—	0	0
株主資本以外の項目の当 期 变 動 額 (純額)	—	—	—	—	—
当 期 变 動 額 合 计	—	△0	6,690	△681	6,008
当 期 末 残 高	21,205	24,996	129,491	△3,775	171,917

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	373	△2,192	△1,819	84	163,995
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	178
会計方針の変更を反映した当 期 首 残 高	373	△2,192	△1,819	84	164,173
当 期 变 勤 額					
剩 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△3,257
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	—	—	—	—	9,947
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	△681
自 己 株 式 の 处 分	—	—	—	—	0
株主資本以外の項目の当 期 变 勤 額 (純額)	△267	1,855	1,588	△84	1,503
当 期 变 勤 額 合 计	△267	1,855	1,588	△84	7,512
当 期 末 残 高	106	△337	△230	—	171,686

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

連結子会社の名称

17社

(株)ラルズ、(株)福原、(株)道北アークス、(株)道東アークス、(株)道南ラルズ、(株)エルディ、(株)東光ストア、(株)ユニバース、ユニバース興産(株)、(株)ベルジョイス、(株)伊藤チェーン、(有)ふっくら工房、(株)ナイス.フーズ、(株)オータニ、(株)オータニ農場、(株)ハピネス・デリカ、(株)梶尾フラワー

このうち、(株)ハピネス・デリカ及び(株)梶尾フラワーについては、当連結会計年度において新たに設立したことにより、当連結会計年度から連結子会社に含めております。また、連結子会社であった(株)ビッグハウスは清算を結了したことにより、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の数

非連結子会社の名称

1社

(株)イワイ

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数

3社

関連会社の名称

(株)北海道シジシー、(株)東北シジシー、(株)サンドラッグエース

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の数

1社

非連結子会社の名称

(株)イワイ

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、当該会社に対する投資については、持分法を適用せず、原価法により評価しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は
移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品 ………………主として売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下
による簿価切下げの方法）

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 ………………定率法

（リース資産を除く） ただし、一部の連結子会社を除き、定期借地権契約による借地上の建物・
構築物については、耐用年数を定期借地権の残存期間とし、残存価額を零とした定額法によっております。

また、1998年4月1日以後取得した建物（建物附属設備を除く）並びに
2016年4月1日以後取得した建物附属設備及び構築物については、定額法
によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

その他の有形固定資産 2～34年

② 無形固定資産 ………………定額法

（リース資産を除く） 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5～7
年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産 ……………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の 方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採 用しております。

なお、リース取引開始日が2009年2月28日以前の所有権移転外ファイナ
ンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処
理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③ ポイント引当金

顧客に付与された売上に起因するもの以外のポイントの使用に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる金額を、ポイント引当金として計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の将来の退職慰労金支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 商品の販売に係る収益認識

当社グループの顧客との契約から生じる収益は、主にスーパーマーケット事業における商品の販売によるものであり、これら商品の販売は、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

また、商品の販売のうち、当社グループが代理人に該当すると判断したものについては、顧客が受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

なお、対価の受領は、商品を引き渡した時点から概ね1カ月以内で行っており、重要な金融要素は含んでおりません。

② 自社ポイント制度に係る収益認識

当社グループは、アーツRARAカード会員に付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法について、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。

(6) のれんの償却に関する事項

のれんについては、5年間の定額法により償却しております。

II. 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引について、従来、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。

この結果、当該取引に該当するものについて、従来、「売上原価」として計上していたものを、「売上高」より控除しております。

(2) 自社ポイント制度に係る収益認識

当社グループでは、アーカスRARAカードによるカスタマー・ロイヤルティ・プログラムを提供しております、会員の購入金額に応じてポイントを付与し、500ポイントごとに500円分のお買物券を発行しております。従来は、付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として負債に計上し、ポイント引当額並びに使用されたポイントを費用として計上していましたが、売上に対して付与したポイントについて将来の失効見込みを加味して独立販売価格に配分したうえで履行義務を認識する方法に変更しております。

この結果、当該取引に該当するものについて、従来、「流動負債（ポイント引当金）」として計上していたものを、失効見込み額を控除したうえで「流動負債（契約負債）」として計上するとともに、「販売費及び一般管理費（ポイント引当金繰入額）」として計上していたものを、「売上高」より控除しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、従前の会計処理と比較して、当連結会計年度の売上高は20,942百万円減少、売上原価は10,410百万円減少、販売費及び一般管理費は10,891百万円減少、営業利益は358百万円増加、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ42百万円減少しております。当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の当期首残高は178百万円増加し

ております。

なお、本会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において「流動負債（ポイント引当金）」及び「流動負債（その他（前受金））」の一部並びに「流動負債（その他（商品券））」と表示していたものは、当連結会計年度より「流動負債（契約負債）」として表示しております。

2. 時価算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「VII. 金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記を行うことといたしました。

III. 会計上の見積りに関する注記

店舗固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損の兆候がある店舗固定資産	14,927百万円
店舗固定資産の減損損失	1,028百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社グループは、店舗固定資産の減損の兆候の把握に際して、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位としており、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている場合、土地の時価の下落が著しい場合、使用範囲又は方法について回収可能価額を著しく低下させる変化が生じている場合に減損の兆候があるものと判定しております。

減損の兆候がある店舗については、経営者により承認された事業計画を必要に応じて経営環境などの企業の外部要因に関する情報や企業が用いている内部の情報と整合的に修正したもの（以下、「事業計画等」といいます。）に基づき各店舗の割引前将来キャッシュ・フローを見積り、その総額が帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識すべきと判定しております。

減損損失を認識すべきと判定した店舗固定資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

②主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、将来見込損益の基礎となる各店舗の事業計画等の売上高及び売上原価率、事業計画策定期間を超える期間の売上高の成長率及び売上原価率並びに人件費及び光

熱費であります。事業計画等の売上高及び売上原価率については過去の実績、事業計画策定期間を超える期間の売上高の成長率は業界平均値に各店舗商圏が属する地区の人口増減率を加味し、売上原価率については過去の趨勢に基づき予測しております。また、人件費及び光熱費については、過去の実績に賃上げやエネルギー価格の上昇を加味し、予測しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記の見積りや仮定には不確実性があり、事業計画や市場環境により、見積りの前提として条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

IV. 会計上の見積りの変更に関する注記

資産除去債務の見積りの変更

店舗等の土地及び建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、店舗の退去時に必要とされる原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、撤去費用及び原状回復費用並びに使用見込期間に関して見積りの変更を行いました。

その結果、資産除去債務残高が1,283百万円増加しております。

また、この変更に伴い計上した有形固定資産に対する減価償却費及び減損損失を計上したため、営業利益、経常利益が150百万円増加し、税金等調整前当期純利益が97百万円増加しております。

V. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積り

当連結会計年度においては、年度の後半にかけ新型コロナウイルス感染症に関する行動制限の緩和により、人流の回復及び経済活動の正常化に向けた動きが見られたものの、予断を許さない状況が続いております。収束時期等を予測することは困難ではありますが、当社グループの会計上の見積りへの影響は限定的であると仮定しております。なお、現時点で入手可能な情報に基づいて最善の見積りを行っておりますが、今後の状況経過により影響が変化した場合には、当社グループの財政状態、経営成績に影響を与える可能性があります。

VII. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 134,008 百万円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 債務の担保に供している資産	現金及び預金	50 百万円
	建物及び構築物	2,339 百万円
	土地	5,440 百万円
	計	7,829 百万円

(2) 上記に対応する債務	その他流動負債	23 百万円
	長期借入金	1,516 百万円
	長期預り保証金	289 百万円
	(1 年以内返済予定長期預り保証金含む)	
	計	1,830 百万円

VIII. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数 普通株式 57,649,868 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年5月24日 定時株主総会	普通株式	1,689 百万円	30 円	2022年 2月28日	2022年 5月25日
2022年10月14日 取締役会	普通株式	1,567 百万円	28 円	2022年 8月31日	2022年 11月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年5月23日 定時株主総会	普通株式	1,679百万円	利益剰余金	30円	2023年 2月28日	2023年 5月24日

VIII. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、また資金調達については銀行借入による方針です。また、デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

- ・ 営業債権である売掛金は、クレジットカード売上に関して信販会社より発生するものが主であります。信販会社は、信用調査の結果承認した当社グループの顧客に対する販売代金を顧客に代わって当社グループに支払い、その立替代金を信販会社の責任において回収するため、信販会社の信用リスクに晒されていますが、当社グループでの代金未回収リスクは原則として発生いたしません。
- ・ 投資有価証券である株式は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状態を把握しております。
- ・ 敷金及び保証金は、主に店舗の土地または建物を賃借するためのものであり、契約先（地主またはデベロッパー）の信用リスクに晒されております。
- ・ 営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。
- ・ 借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資に係る資金調達であります。
- ・ 営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。
- ・ 長期預り保証金は当社グループの店舗へ出店しているテナントからの預り金であり、契約満了時に返還が必要になります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月28日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表に含まれておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)投資有価証券 その他有価証券	7,613	7,613	—
(2)敷金及び保証金	11,387	9,906	△1,480
資産計	19,000	17,519	△1,480
(1)長期借入金（1年内返済予定を含む）	20,637	20,602	△34
(2)長期預り保証金	4,095	3,655	△439
負債計	24,733	24,258	△474

* 1 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

* 2 以下の金融商品は、市場価格がないことから、「(1)投資有価証券」「その他の有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,061
非連結子会社及び関連会社株式	1,046

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	66,463	—	—	—
売掛金	6,232	—	—	—
敷金及び保証金	380	1,099	670	9,236
合計	73,077	1,099	670	9,236

(注2) 長期借入金の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	5,720	4,335	5,440	3,572	514	1,054
合計	5,720	4,335	5,440	3,572	514	1,054

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外のインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	7,613			7,613
差入保証金	—	1,796	—	1,796
資産計	7,613	1,796	—	9,410
長期預り保証金	—	202	—	202
負債計	—	202	—	202

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	8,109	—	8,109
資産計	—	8,109	—	8,109
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	20,602	—	20,602
長期預り保証金	—	3,453	—	3,453
負債計	—	24,056	—	24,056

注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券には上場株式が含まれております。上場株式は取引所の価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

償還金の合計額を残存期間に対応する国債利回りで割り引いた現在価値により算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定含む）

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期預り保証金

償還金の合計額を残存期間に対応する国債利回りで割り引いた現在価値により算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

IX. 貸貸等不動産に関する注記

1. 貸貸等不動産の状況に関する事項

一部の連結子会社では、北海道、東北地方及び栃木県を中心に賃貸用の商業施設等（土地を含む。）を有しております。

2. 貸貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
12,838	14,618

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

X. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、スーパーマーケット事業並びにこれらの付帯業務を営む単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度
商品の販売	557,347百万円
手数料収入等	3,427百万円
顧客との契約から生じる収益	560,775百万円
その他の収益（注）	5,434百万円
外部顧客への売上高	566,209百万円

(注) 「その他の収益」は、不動産賃貸収入等であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 3. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高

顧客との契約から生じた契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	3,596百万円
契約負債（期末残高）	3,612百万円

契約負債は、主に当社が付与したポイント及び当社の子会社が発行した商品券のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、2,908百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務は、主に当社が付与したポイント及び当社の子会社が発行した商品券に関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度
1年以内	2,874百万円
1年超	738百万円
合計	3,612百万円

XI. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,066円86銭
1株当たり当期純利益	177円47銭

XII. 重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得

当社は、2023年4月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について以下の通り決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元の充実及び資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とするため。

2. 自己株式の取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類

当社普通株式

(2) 取得し得る株式の総数

2,000,000株（上限）（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合：3.57%）

(3) 株式の取得価額の総額

50億円（上限）

(4) 取得期間

2023年4月17日から2023年12月29日まで

(5) 取得方法

東京証券取引所における市場買付け

株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から)
(2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金	別途 積立金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	21,205	33,944	911	34,855	305	9,000	3,150	12,455
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	—	—	—
会計方針の変更を反映した当期首残高	21,205	33,944	911	34,855	305	9,000	3,150	12,455
当 期 変 動 額								
剩 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	—	△3,257	△3,257
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	—	3,760	3,760
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—	—	—
自 己 株 式 の 処 分	—	—	△0	△0	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△0	△0	—	—	503	503
当 期 末 残 高	21,205	33,944	911	34,855	305	9,000	3,653	12,958

	株 主 資 本		評価・換算差額等			純 資 產 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券	評 価 ・ 換 算 差 額 等	評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	△3,094	65,421	—	108	—	65,530
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	—
会計方針の変更を反映した当期首残高	△3,094	65,421	—	108	—	65,530
当 期 変 動 額						
剩 余 金 の 配 当	—	△3,257	—	—	—	△3,257
当 期 純 利 益	—	3,760	—	—	—	3,760
自 己 株 式 の 取 得	△681	△681	—	—	—	△681
自 己 株 式 の 処 分	0	0	—	—	—	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	△333	—	△333	△333
当 期 変 動 額 合 計	△681	△178	—	△333	—	△511
当 期 末 残 高	△3,775	65,243	—	△224	—	65,018

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

(1) 子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 ………………移動平均法による原価法

2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法

（リース資産を除く） ただし、1998年4月1日以後取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～50年
----	--------

構築物	10～30年
-----	--------

工具、器具及び備品	4～15年
-----------	-------

(2) 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く） 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5～7年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産…………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(2) ポイント引当金

連結子会社において顧客に付与されたポイントの使用に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる金額を、ポイント引当金として計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の将来の退職慰労金支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。

(4) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

③ 過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

純粋持株会社である当社の収益は、子会社からの経営指導料、システム利用料及び配当金収入となります。経営指導料及びシステム利用料については、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が提供された時点で当社の履行義務が充足されることから当該時点での収益を認識しております。配当金収入については、配当金の効力発生日をもって認識しております。対価の受領は、通常は1ヶ月以内で行っており、重要な金融要素は含んでおりません。

5. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

II. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

（時価算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

III. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る減価償却累計額	1,126 百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	5,856 百万円
長期金銭債権	580 百万円
短期金銭債務	16,002 百万円
長期金銭債務	375 百万円

V. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

 売上高 8,760 百万円

 販売費及び一般管理費 28 百万円

 営業取引以外の取引による取引高 7,672 百万円

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

 普通株式 1,666,818 株

VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	24 百万円
ポイント引当金	1,202 百万円
役員退職慰労引当金	75 百万円
税務上の繰越欠損金	715 百万円
その他有価証券評価差額金	234 百万円
その他	6 百万円
繰延税金資産小計	2,258 百万円
評価性引当額	△2,258 百万円
繰延税金資産合計	－ 百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△238 百万円
その他	△6 百万円
繰延税金負債合計	△244 百万円
繰延税金負債の純額	△244 百万円

VIII. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名稱	住所	資本金 または 出資割合	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の容 内	取 引 額	科 目	期 残 末 高
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	(株) ラルズ	札幌市中央区	4,200	(所有) 100%	7人	—	売上高 ポイント収入 資金の返済 資金の借入 利息の支払	2,514 2,138 1,900 1,300 12	未収入金 短期借入金	240 7,100
子会社	(株) 福原	北海道帯広市	2,481	(所有) 100%	5人	—	売上高 ポイント収入 資金の返済 資金の借入 利息の支払	857 421 1,000 400 8	未収入金 短期借入金	60 4,800
子会社	(株) 北アーツ	北海道旭川市	781	(所有) 100%	4人	—	売上高 ポイント収入 資金の回収 利息の受取	555 537 100 0	未収入金 短期貸付金	67 700
子会社	(株) 東アーツ	北海道北見市	450	(所有) 100%	2人	—	売上高 ポイント収入	238 213	未収入金	20
子会社	(株) 南ラルズ	北海道北斗市	480	(所有) 100%	3人	—	売上高 ポイント収入 資金の回収 資金の貸付 利息の受取	402 415 200 500 0	未収入金 短期貸付金	38 900
子会社	(株) エルディ	札幌市豊平区	480	(所有) 100%	3人	—	売上高 ポイント収入	163 0	未収入金	0
子会社	(株) 東光ストア	札幌市豊平区	1,377	(所有) 100%	5人	—	売上高 ポイント収入 資金の回収 利息の受取	604 637 — 0	未収入金 短期貸付金	54 400
子会社	(株) ユニバース	青森県八戸市	1,522	(所有) 100%	4人	—	売上高 ポイント収入 資金の返済 利息の支払	2,153 1,987 1,410 5	未収入金 短期借入金 長期借入金	162 2,200 375
子会社	(株) ベルジョイス	岩手県盛岡市	1,052	(所有) 100%	2人	—	売上高 ポイント収入 資金の回収 利息の受取	821 1,164 — 2	未収入金 短期貸付金	114 1,800
子会社	(株) 伊藤チェーン	宮城県柴田郡柴田町	50	(所有) 100%	2人	—	売上高 ポイント収入 資金の回収 資金の貸付 利息の受取	155 104 80 — 2	未収入金 短期貸付金 長期貸付金	18 680 580

種類	会社等の名	住所	資本金 または 出資金	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内 容	取 引 額	科 目	期 残 高
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社オーダーニ	栃木県宇都宮市	98	(所有) 100%	2人	—	売上高 資金の貸付 利息の受取	287 600 0	短期貸付金	600
関連会社	株式会社北海道シジシイ	札幌市豊平区	114	(所有) 20.9%	3人	—	売上高 資金の借入 利息の支払	6 — 0	短期借入金	600

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 子会社に対する資金の貸付及び子会社からの資金の借入については、市場金利を勘案して決定しております。
- (2) 売上高は、子会社及び関連会社からの経営指導料、受取配当金及びシステム使用料から構成されています。経営指導料は、各子会社の経常利益、売上高、総資産等に基づいて合理的に算定しております。受取配当金は、各子会社及び関連会社の当期純利益に基づいて合理的に算定しております。システム使用料は、各子会社のシステムの使用度合に基づいて合理的に算定しております。
- (3) ポイント収入額は、カード利用により発生した子会社負担額を収入計上したものであります。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	三浦 純一	(所有) 1.1%	当社取締役	自己株式の取得	181	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

自己株式の取得は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により取得しており、取引価格は取引前日の終値によるものであります。

IX. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

X. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,161円40銭

1株当たり当期純利益 67円08銭

XI. 重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得

当社は、2023年4月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について以下の通り決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元の充実及び資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とするため。

2. 自己株式の取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類

当社普通株式

(2) 取得し得る株式の総数

2,000,000株（上限）（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合：3.57%）

(3) 株式の取得価額の総額

50億円（上限）

(4) 取得期間

2023年4月17日から2023年12月29日まで

(5) 取得方法

東京証券取引所における市場買付け